

項 目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績																																											
1. 総 括	<p>平成20年4月から75歳以上と65歳以上で障害認定を受けた者が加入する新しい医療保険制度として始まり7年が経過した。一時は制度廃止の方向で検討が進められた時期もあったが、既に十分に制度が定着していると考えられることから現行制度を基本とし必要な改善を行っていく方向で進められている。また、国保制度の大きな改正が実現し平成30年度より国保の財政運営主体が都道府県となることにより改めて後期高齢者医療制度についても在り方が見直されていくことになる。</p> <p>事業の運営は、各都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立しそこで行われるが、各市町村は広域連合で賦課した保険料の徴収、収納業務及び給付、資格関係の受付等窓口業務を行っている。</p> <p>歳入としては、北海道後期高齢者医療広域連合で賦課し町が徴収業務を担い、広域連合に納付する保険料について、普通徴収分が平成26年度から実施したコンビニ収納分（2件73千円）を含め22,268千円、特別徴収分が37,718千円で現年分の収納率は99.74%、制度改正等の広報事業の経費に関し広域連合からの交付金が42千円、一般会計からの繰入金が33,646千円で、このうち保険基盤安定繰入金22,701千円は収納した保険料同様、運営保険者である広域連合へ負担金として納付している。そのほかの歳出としては、事務担当者の人件費及び事務諸経費で9,132千円、広域連合へ事務諸経費相当分として納める事務費負担金が1,853千円となっている。</p>																																											
2. 保 険 料 の 状 況	<p>1. 保険料率</p> <table border="1" data-bbox="368 943 1433 1196"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割 (一人当たりの額)</td> <td>51,472円</td> </tr> <tr> <td>所得割 (本人の所得に応じた額)</td> <td>(所得-33万円) × 10.52%</td> </tr> <tr> <td>※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置</td> <td>所得に関わらず 年額5,100円 (H26に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 保険料収納状況</p> <p>(1) 普通徴収分 () 前年度</p> <table border="1" data-bbox="368 1301 1433 1644"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 年 度 分</th> <th>滞 納 繰 越 分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 定 額</td> <td>(20,085,700) 22,300,200円</td> <td>(170,400) 25,800円</td> <td>(20,256,100) 22,326,000円</td> </tr> <tr> <td>収 納 額</td> <td>(20,059,900) 22,241,900円</td> <td>(170,400) 25,800円</td> <td>(20,230,300) 22,267,700円</td> </tr> <tr> <td>未 収 額</td> <td>(25,800) 58,300円</td> <td>(0) 0円</td> <td>(25,800) 58,300円</td> </tr> <tr> <td>収 納 率</td> <td>(99.87) 99.74%</td> <td>(100.00) 100.00%</td> <td>(99.87) 99.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別徴収分 () 前年度</p> <table border="1" data-bbox="368 1682 1150 2024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 年 度 分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 定 額</td> <td>(34,621,500) 37,717,900円</td> <td>(34,621,500) 37,717,900円</td> </tr> <tr> <td>収 納 額</td> <td>(34,621,500) 37,717,900円</td> <td>(34,621,500) 37,717,900円</td> </tr> <tr> <td>未 収 額</td> <td>(0) 0円</td> <td>(0) 0円</td> </tr> <tr> <td>収 納 率</td> <td>(100.00) 100.00%</td> <td>(100.00) 100.00%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率 等	均等割 (一人当たりの額)	51,472円	所得割 (本人の所得に応じた額)	(所得-33万円) × 10.52%	※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置	所得に関わらず 年額5,100円 (H26に限る)	区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	調 定 額	(20,085,700) 22,300,200円	(170,400) 25,800円	(20,256,100) 22,326,000円	収 納 額	(20,059,900) 22,241,900円	(170,400) 25,800円	(20,230,300) 22,267,700円	未 収 額	(25,800) 58,300円	(0) 0円	(25,800) 58,300円	収 納 率	(99.87) 99.74%	(100.00) 100.00%	(99.87) 99.74%	区 分	現 年 度 分	計	調 定 額	(34,621,500) 37,717,900円	(34,621,500) 37,717,900円	収 納 額	(34,621,500) 37,717,900円	(34,621,500) 37,717,900円	未 収 額	(0) 0円	(0) 0円	収 納 率	(100.00) 100.00%	(100.00) 100.00%
区 分	税 率 等																																											
均等割 (一人当たりの額)	51,472円																																											
所得割 (本人の所得に応じた額)	(所得-33万円) × 10.52%																																											
※被用者保険の被扶養者だった場合の激変緩和措置	所得に関わらず 年額5,100円 (H26に限る)																																											
区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計																																									
調 定 額	(20,085,700) 22,300,200円	(170,400) 25,800円	(20,256,100) 22,326,000円																																									
収 納 額	(20,059,900) 22,241,900円	(170,400) 25,800円	(20,230,300) 22,267,700円																																									
未 収 額	(25,800) 58,300円	(0) 0円	(25,800) 58,300円																																									
収 納 率	(99.87) 99.74%	(100.00) 100.00%	(99.87) 99.74%																																									
区 分	現 年 度 分	計																																										
調 定 額	(34,621,500) 37,717,900円	(34,621,500) 37,717,900円																																										
収 納 額	(34,621,500) 37,717,900円	(34,621,500) 37,717,900円																																										
未 収 額	(0) 0円	(0) 0円																																										
収 納 率	(100.00) 100.00%	(100.00) 100.00%																																										